

消費生活Q&A

～おしえて消費生活相談員～
vol.3



市民生活課市民生活係
☎0824・73・1154

問題の前に：インターネットを利用するには2種類の契約が必要です

契約の種類	契約内容	契約相手
インターネット回線契約	通信回線を使用するための契約	庄原市の事業※ではNTT光回線
プロバイダ契約	インターネットにつながるための契約	プロバイダ事業者 (利用者が任意に選択)

※庄原市超高速情報通信網整備事業

Q 「インターネット料金が安くなる」と電話で勧誘された時、誤った対応はどれ？

- ①何の契約を勧誘しているかを聞き、事業者名・担当者名・連絡先を確認する。
- ②今契約しているプロバイダとどう違うのか、サービス内容と料金を確認する。
- ③今契約しているプロバイダについて、解約すると違約金がかかるか確認する。
- ④よく分からないが、安くなれば良いので、相手が言うとおりに手続きを進める。

A



誤った対応は
④です！

解説

インターネット回線契約とプロバイダ契約は全く別のものであり、どの事業者が何を勧誘し、結果どうなるのかを確認することは大切です。(①―正しい)

料金が安くなるかならないかは、今のサービス内容や料金と比べてみる必要があります。オプション契約なども含めて確認してみましょう。(②―正しい)

プロバイダ契約では、解約すると違約金がかかる期間があることがほとんどです。また、プロバイダを変更した場合、元の契約と二重契約になっていないか注意しましょう。(③―正しい)

契約期間、料金設定、解約条件などを確認することは重要です。特に遠隔操作により相手が手続きを進める場合、内容確認が難しくなるので注意が必要です。(④―誤り)

買い物や契約、クーリング・オフに関する相談は庄原市消費生活センターへ！

☎0824・73・1228

平日9時～16時(12時～13時は除く)受付

安心・安全な毎日のために

庄原警察署 ☎0824・72・0110

道路横断中の事故に注意しましょう

昨年、市内では道路横断中の交通死亡事故が2件発生しました。2件とも夜間に発生し、高齢者が亡くなっています。

県内では、86件の交通死亡事故が発生しましたが、道路横断中の事故が19件を占めています。このうち17件が夜間に発生し、しかも15件の被害者が高齢者となっています。

道路を横断するときには

- ▼横断歩道を渡りましょう！
- ▼左右の安全確認をしっかりと横断を始めましょう！
- ▼青信号でも車が「付近にいないこと」または「しっかりと止まってくれたこと」を確認して横断しましょう！
- ▼夕暮れや夜間は明るい服装に反射材やLEDライトを利用しましょう！

車・バイクを運転するときには

- ▼安全速度を厳守しましょう！
- ▼横断歩道付近は歩行者がいるものと思い、よく確認しましょう！
- ▼ライトは早め(日没の1時間前が目安です)に点灯しましょう！
- ▼上向きライトを活用しましょう！
- ▼特に高齢者や子どもには思いやりを持った運転を心掛けましょう！



広島県警察反射材活用促進キャラクター「キラリ☆マン」